

事 務 連 絡  
令和2年4月20日

不動産関連団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて、別紙の通り改正され、農林水産省農村振興局長から各地方農政局長及び各都道府県知事等宛てに通知されたところです。

つきましては、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

- ・別紙：建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表